

概要版

芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画<後期>

子育て未来応援プラン「あしお」



平成22年3月
芦屋市

計画の策定にあたって

わが国では、近年、少子化対策として、様々な取り組みが進められてきました。

本市においても、平成17年3月に子育て支援に関する芦屋市の取り組みを取りまとめた「芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画<前期>」を策定しました。

その後、国においては、現状のままでは一層少子高齢化が進行するものとし、「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略を示し、就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解決するためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と、その社会基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を支援する仕組み）を「車の両輪」として、同時並行的に取り組んでいくことが必要不可欠であるとなりました。

こうした状況の中、本市においても前期行動計画の策定以降、子どもを取り巻く社会環境は大きく変化し続けています。これら社会情勢の変化に対応し、時代に即した子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画<後期>」を改めて策定するものです。

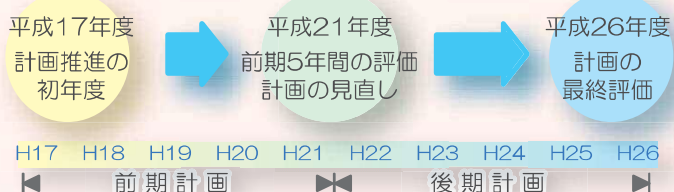
計画の位置づけ

この計画は、子育てに関する本市が取り組むべき対策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況を勘案しながら集中的、計画的に取り組みを推進します。

本計画の策定にあたっては、第3次芦屋市総合計画や関連の分野別計画との整合、連携を図ります。なお、本計画の構成として欠くことのできない「母と子どもの健康の確保と増進」、「障害児施策の充実」については、既に策定した「芦屋市健康増進・食育推進計画」、「芦屋市障害者(児)福祉計画 第5次中期計画」、「芦屋市第2期障害福祉計画」に包括しており、それぞれの計画により施策を推進していくものとします。

計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」では、自治体は平成17年度から5年を1期とした行動計画を定めるものとしています。本計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、2回目に策定される行動計画（後期計画）であり、平成22年度から平成26年度までを計画期間とします。



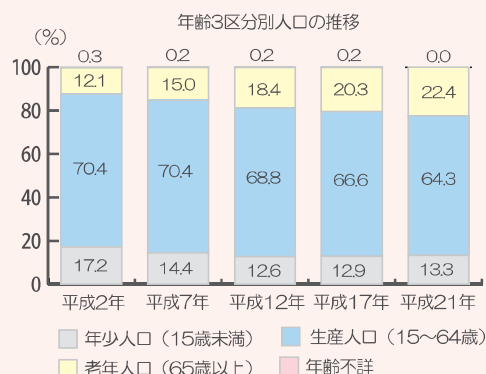
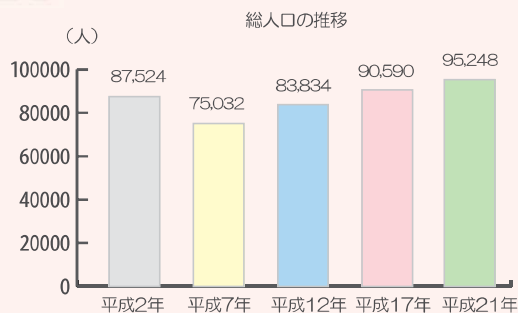
芦屋市の現状

(1) 人口の動向

総人口は、平成7年には阪神・淡路大震災により大幅に減少しました。しかし、震災後の復興や南芦屋浜を中心とした開発が進み、平成17年10月現在では90,590人と震災以前（平成2年）の人口から増加に転じ、一挙に増大しましたが、近年は落ち着きつつあり、若干の増加となってきています。

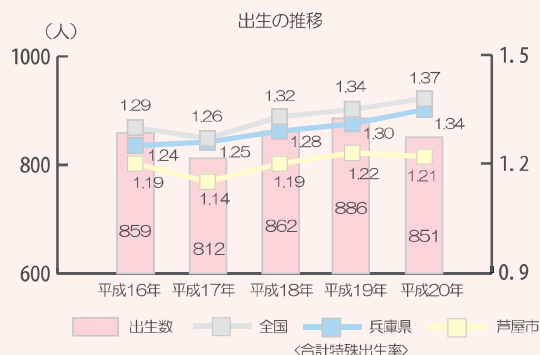
年齢3区別に人口推移の割合をみると、年少人口（15歳未満）は減少、老年人口（65歳以上）は増加傾向を示しています。

ここ数年は、手頃な価格のマンションも建設され、若い世代が住みやすい住宅が増え、若年層の転入も見られますが、依然、少子高齢化が進行しています。



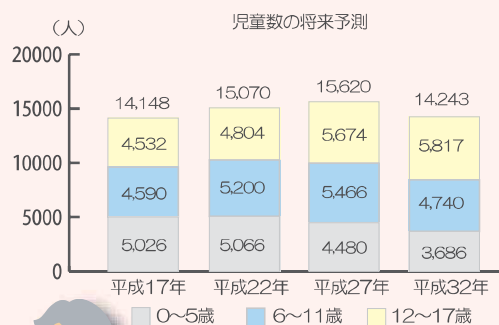
(2) 出生の動向

出生数は、平成18年以降年間850人を超えて推移しています。1人の女性が一生に生む子どもの数を示す合計特殊出生率の推移は、平成17年（1.14）から平成19年（1.22）にかけて増加傾向にあり、平成20年では若干減少したものの1.21まで上昇してきています。



(3) 児童数の将来予測

ここ数年の住宅環境の変化により、引き続き若年世帯の増加も見込まれることから、平成27年までは、児童数（18歳未満）も微増傾向が続くものと予測されます。また、その内訳として0～5歳の児童数は、平成22年以降減少傾向となると予測されます。



計画の理念

「ともに育てよう 親子のきずな 地域のきずな」

子育ての出発点は家庭であり、子どもの基本的な生活習慣や能力を育てることは親が担うべき重要な役割ですが、子どもの成長を見守り、育んでいくことは何ものにも替えがたい大きな喜びともなるものです。

日々感じる子育ての楽しさや喜びをバネとして、成長までにぶつかる障壁をも力強く乗り越え、責任と愛情のある子育てを通じて、親子がともに成長し合えるように、社会全体で子育て家庭を優しく見守り応援していくことが大切です。

そのためにも、行政をはじめ、家庭、地域がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力を図り、一体的な取り組みを進めることが重要です。

本市では、震災の経験を通じて学んだ互いに助け合う心や思いやりの心と、人と人の絆やつながりを大切にします。一人ひとりの優しさに包まれ、安心と安らぎのなかで親と子が豊かに育ち合い、その姿を見て子どもを生み育てることに夢や希望が持てる魅力あるまちをめざします。

基本的な視点

* 子どもの育ちの視点

子どもにかかわる権利が擁護され、心豊かな人間性を育むことを支援します。

* 親としての育ちの視点

親の主体性を尊重しつつ、親の抱える様々な子育ての不安や負担の解消に努めます。

* 地域での支え合いの視点

誰もが、子育て家庭を支える担い手であり、地域全体で子育て家庭を支えます。

* 仕事と生活の調和実現の視点

行政、地域、事業所等の連携により、働き方の見直しなど、仕事と生活の調和の実現をめざします。

* すべての子どもと家庭への支援の視点

様々な理由により保護を要する子どもなど、多様なニーズに対応した取り組みを進めます。

